

令和2年12月15日
(第9回定例会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における 選挙運動の公費負担に関する条例の制定につ いて	-----	1～ 5
議案第 2 号	美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正につ いて	-----	6
議案第 3 号	令和 2 年度美瑛町一般会計補正予算（第 9 号） について	-----	7～ 23
議案第 4 号	令和 2 年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第 4 号）について	-----	24～ 27
議案第 5 号	定住自立圏形成協定の変更について	-----	28～ 32
議案第 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	-----	33

議案第1号

美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のとおり制定する。

令和2年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第7号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる

る。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により美瑛町（以下「町」という。）に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、美瑛町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）

第4条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に定める金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に定める金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）」を「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

令和2年度 美瑛町一般会計補正予算（第9号）について

令和2年度美瑛町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,661,300千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税		209,498	14,246	223,744
	3 森林環境譲与税	11,498	14,246	25,744
10 地方交付税		4,669,500	36,077	4,705,577
	1 地方交付税	4,669,500	36,077	4,705,577
14 国庫支出金		2,068,820	72,720	2,141,540
	1 国庫負担金	321,593	64,124	385,717
	2 国庫補助金	1,733,845	8,596	1,742,441
15 道支出金		798,281	38,207	836,488
	1 道負担金	235,988	30,278	266,266
	2 道補助金	538,179	7,929	546,108
16 財産収入		51,342	△242	51,100
	1 財産運用収入	43,545	2,002	45,547
	2 財産売払収入	7,797	△2,244	5,553
17 寄附金		47,952	32,461	80,413
	1 寄附金	47,952	32,461	80,413
18 繰入金		543,017	28,195	571,212
	1 繰入金	543,017	28,195	571,212
19 繰越金		221,115	8,346	229,461
	1 繰越金	221,115	8,346	229,461
20 諸収入		521,622	△5,110	516,512
	5 雑 入	163,247	△5,110	158,137
歳 入 合 計		11,436,400	224,900	11,661,300

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		66,338	30	66,368
	1 議会費	66,338	30	66,368
2 総務費		2,808,580	24,926	2,833,506
	1 総務管理費	2,759,810	24,926	2,784,736
3 民生費		1,069,994	129,025	1,199,019
	1 社会福祉費	548,985	121,188	670,173
	2 児童福祉費	521,009	7,837	528,846
4 衛生費		1,107,595	△738	1,106,857
	1 保健衛生費	837,687	91	837,778
	2 清掃費	269,908	△829	269,079
6 農林水産業費		1,039,909	31,799	1,071,708
	1 農業費	709,654	31,457	741,111
	3 林業費	99,612	342	99,954
7 商工費		838,182	9,357	847,539
	1 商工費	660,511	1,073	661,584
	2 文化スポーツ振興費	177,671	8,284	185,955
8 土木費		1,300,252	2,273	1,302,525
	5 住宅費	19,204	2,273	21,477
9 消防費		384,544	△22,826	361,718
	1 消防費	384,544	△22,826	361,718
10 教育費		591,414	4,344	595,758
	1 教育総務費	234,588	1,760	236,348
	2 小学校費	215,888	998	216,886
	3 中学校費	102,121	1,586	103,707
12 諸支出金		590,782	46,710	637,492
	1 普通財産取得費	84,719	46,710	131,429
歳 出 合 計		11,436,400	224,900	11,661,300

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	
2		地方譲与税	209,498	14,246	223,744	
	3	森林環境譲与税	11,498	14,246	25,744	
	1	森林環境譲与税	11,498	14,246	25,744	
10		地方交付税	4,669,500	36,077	4,705,577	
	1	地方交付税	4,669,500	36,077	4,705,577	
	1	地方交付税	4,669,500	36,077	4,705,577	
14		国庫支出金	2,068,820	72,720	2,141,540	
	1	国庫負担金	321,593	64,124	385,717	
	1	民生費負担金	306,982	64,124	371,106	
	2	国庫補助金	1,733,845	8,596	1,742,441	
	2	民生費補助金	30,668	7,474	38,142	
	3	衛生費補助金	5,433	122	5,555	
	5	教育費補助金	28,972	1,000	29,972	
	15		道支出金	798,281	38,207	836,488
	1	道負担金	235,988	30,278	266,266	
	1	民生費負担金	141,111	30,278	171,389	
2	道補助金	538,179	7,929	546,108		
4	農林水産業費補助金	493,368	1,929	495,297		
5	商工費補助金	6,617	6,000	12,617		

節		説 明	
区 分	金 額		
1 森林環境譲与税	14,246	1 森林環境譲与税	
1 地方交付税	36,077	1 普通交付税	
1 社会福祉費負担金	60,064	1 障害者自立支援給付費等負担金	41,464
		2 障害児施設措置費負担金	18,600
2 児童福祉費負担金	4,060	1 施設型給付費等負担金	
2 児童福祉費補助金	7,474	1 子ども・子育て支援交付金	3,000
		2 保育対策総合支援事業費補助金	400
		3 子育て支援対策事業費補助金	4,050
		4 ひとり親世帯臨時特別給付金事業費補助金	24
1 保健衛生費補助金	122	1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	
1 小学校費補助金	1,000	1 子ども・子育て支援交付金	
1 社会福祉費負担金	30,032	1 障害者自立支援給付費等負担金	20,732
		2 障害児施設措置費負担金	9,300
2 児童福祉費負担金	246	1 施設型給付費等負担金	
1 農業費補助金	1,092	1 環境保全型農業直接支払交付金	
3 林業費補助金	837	1 未来につなぐ森づくり推進事業補助金	
1 商工費補助金	6,000	1 プレミアム付商品券発行支援事業費補助金	

(一般会計)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		財産収入	51,342	△242	51,100
	1	財産運用収入	43,545	2,002	45,547
	1	財産貸付収入	41,847	2,000	43,847
	2	利子及び配当金	1,698	2	1,700
	2	財産売払収入	7,797	△2,244	5,553
	1	不動産売払収入	7,796	△2,244	5,552
17		寄 附 金	47,952	32,461	80,413
	1	寄 附 金	47,952	32,461	80,413
	1	寄 附 金	47,952	32,461	80,413
18		繰 入 金	543,017	28,195	571,212
	1	繰 入 金	543,017	28,195	571,212
	1	繰 入 金	543,017	28,195	571,212
19		繰 越 金	221,115	8,346	229,461
	1	繰 越 金	221,115	8,346	229,461
	1	繰 越 金	221,115	8,346	229,461
20		諸 収 入	521,622	△5,110	516,512
	5	雑 入	163,247	△5,110	158,137
	4	雑 入	163,244	△5,110	158,134

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
2	2,000	1	公共建物貸付料
1	2	1	森林環境譲与税基金運用利子
2	△2,244	1	立木売払収入
1	32,461	1	まちづくり寄附金
1	28,195	1	公共施設等整備基金繰入金
		2	農業振興基金繰入金
		3	民有林環境保全基金繰入金
1	8,346	1	前年度繰越金
2	△5,110	1	介護予防サービス計画費
		2	北海道市町村備荒資金組合超過納付金

(歳出)

(単位：千円)

1	1	1	議会費	66,338	30	66,368	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			議会費	66,338	30	66,368		30
			議会費	66,338	30	66,368		30
			議会費	66,338	30	66,368		30
2			総務費	2,808,580	24,926	2,833,506	2,000	22,926
	1		総務管理費	2,759,810	24,926	2,784,736	2,000	22,926
		1	職員給与費	1,139,675	5,918	1,145,593		5,918
		2	一般管理費	82,092	2,875	84,967		2,875
		7	地域振興費	166,506	5,885	172,391		5,885
		8	移住対策費	36,716	700	37,416		700
		13	諸費	1,133,837	9,548	1,143,385	財産収入 2,000	7,548

(一般会計)

節		説明	金額	
区分	金額			
10	需用費	30	1 みんなで歩むまちづくり (1)議会報発行事業 10 印刷製本費(物)	30 30 (30)
2	給料	2,458	1 みんなで歩むまちづくり (1)職員給料	5,918 2,458
3	職員手当等	3,460	2 特別職給料 2 一般職給料 (2)職員手当 3 職員手当等	(△102) (2,560) 3,460 (3,460)
11	役務費	2,026	1 みんなで歩むまちづくり (1)一般管理事業	2,875 2,026
12	委託料	595	11 通信運搬費(物) (2)顧問弁護士事業	(2,026) 849
18	負担金補助 及び交付金	254	12 業務委託(物) 18 補助金(補)	(595) (254)
18	負担金補助 及び交付金	5,885	1 みんなで歩むまちづくり (1)地域間幹線バス路線運行支援事業 18 助成金(補)	5,885 5,885 (5,885)
10	需用費	700	1 足腰の強い産業づくり (1)定住促進住宅管理事業 10 修繕料(維)	700 700 (700)
7	報償費	5,526	1 みんなで歩むまちづくり (1)地域情報通信基盤管理運営事業	9,548 3,000
11	役務費	760	14 維持補修工事(事) (2)過年度歳入過誤納還付金	(3,000) 262
14	工事請負費	3,000	22 償還金利子及び割引料(補) (3)まちづくり寄附管理事業	(262) 6,286
22	償還金利子 及び割引料	262	7 報償(物) 11 手数料(物)	(5,526) (760)

(単位：千円)

3	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	1,069,994	129,025	1,199,019	102,266	26,759
		社会福祉費	548,985	121,188	670,173	90,986	30,202
	2	高齢者福祉費	44,112	980	45,092	諸収入 890	90
	3	障害者福祉費	407,658	120,128	527,786	国庫支出金 60,064 道支出金 30,032	30,032
	6	高齢者福祉 住宅費	10,199	80	10,279		80
	2	児童福祉費	521,009	7,837	528,846	11,280	△3,443
	1	児童福祉総務費	259,037	7,337	266,374	国庫支出金 6,460 道支出金 246	631
	2	保育所費	190,065	0	190,065	国庫支出金 4,074	△4,074
	4	子ども支援 センター費	10,157	500	10,657	国庫支出金 500	

(一般会計)

節		説 明	金額
区 分	金 額		
12 委託料	890	1 ともに支え合うまちづくり (1)訪問看護ステーション利用料軽減助成事業	980 90
18 負担金補助 及び交付金	90	18 助成金(扶) (2)介護予防サービス計画事業 12 業務委託(扶)	(90) 890 (890)
19 扶助費	120,128	1 ともに支え合うまちづくり (1)障害者自立支援給付費 19 扶助費 (2)障害児施設措置費 19 扶助費	120,128 82,928 (82,928) 37,200 (37,200)
10 需用費	80	1 ともに支え合うまちづくり (1)高齢者福祉住宅管理運営事業 10 修繕料(維)	80 80 (80)
18 負担金補助 及び交付金	7,337	1 ともに支え合うまちづくり (1)保育所等業務効率化推進事業 18 補助金(補) (2)子ども子育て支援事業(特例措置分) 18 補助金(補) (3)施設型給付費事業 18 負担金(補)	7,337 600 (600) 2,000 (2,000) 4,737 (4,737)
10 需用費	500	1 ともに支え合うまちづくり (1)子育て支援事業 10 消耗品費(物)	500 500 (500)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
4							
	衛生費	1,107,595	△738	1,106,857	622	△1,360	
1	保健衛生費	837,687	91	837,778	622	△531	
	1 保健衛生総務費	647,431	0	647,431	国庫支出金 122	△122	
	2 保健指導費	18,795	500	19,295	国庫支出金 500		
	4 保健センター費	7,424	42	7,466		42	
	6 環境衛生費	45,526	△451	45,075		△451	
2	清掃費	269,908	△829	269,079		△829	
	1 清掃総務費	96,826	△829	95,997		△829	
6	農林水産業費	1,039,909	31,799	1,071,708	31,145	654	
1	農業費	709,654	31,457	741,111	31,092	365	
	2 農業振興費	430,888	31,457	462,345	道支出金 1,092 繰入金 30,000	365	
3	林業費	99,612	342	99,954	53	289	
	1 林業費	64,374	342	64,716	道支出金 837 繰入金 △784	289	

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
17 備品購入費	500	1 ともに支え合うまちづくり (1) 育児力育成指導事業 17 備品購入費 (物)	500 500 (500)
11 役 務 費	42	1 ともに支え合うまちづくり (1) 保健センター管理運営事業 11 通信運搬費 (物)	42 42 (42)
18 負担金補助 及び交付金	△451	1 安全・安心なまちづくり (1) 浄化槽保守管理協議会補助事業 18 補助金 (補) (2) 大雪葬斎組合負担金 18 負担金 (補)	△451 350 (350) △801 (△801)
18 負担金補助 及び交付金	△829	1 安全・安心なまちづくり (1) 大雪清掃組合負担金 18 負担金 (補)	△829 △829 (△829)
8 旅 費	△125	1 足腰の強い産業づくり (1) 環境保全型農業直接支払交付金 18 交付金 (補) (2) 加工野菜等次期作対策支援事業 18 補助金 (事) (3) 農福連携事業 8 委員等旅費 10 印刷製本費 (物)	31,457 1,457 (1,457) 30,000 (30,000) (△125) (125)
14 工事請負費	△784	1 足腰の強い産業づくり (1) 林産業担い手対策補助事業 18 補助金 (補) (2) 未来につなぐ森づくり推進補助事業 18 補助金 (事) (3) 林道緊急整備事業 14 工事請負費	342 △240 (△240) 1,366 (1,366) △784 (△784)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
7							
	商工費	838,182	9,357	847,539	△1,021	10,378	
1	商工費	660,511	1,073	661,584		1,073	
	2 商工業振興費	389,549	381	389,930	国庫支出金 △6,000 道支出金 6,000	381	
	3 観光費	213,913	692	214,605	国庫支出金 6,000 諸収入 △6,000	692	
2	文化スポーツ 振興費	177,671	8,284	185,955	△1,021	9,305	
	1 文化振興総務費	3,789	295	4,084		295	
	3 町民センター費	31,363	△1,020	30,343	繰入金 △1,021	1	
	7 保健体育施設費	88,775	9,009	97,784		9,009	
8							
	土木費	1,300,252	2,273	1,302,525		2,273	
5	住宅費	19,204	2,273	21,477		2,273	
	1 住宅管理費	18,764	2,273	21,037		2,273	
9							
	消防費	384,544	△22,826	361,718		△22,826	
1	消防費	384,544	△22,826	361,718		△22,826	
	1 消防費	384,544	△22,826	361,718		△22,826	

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	381	1 足腰の強い産業づくり (1)美瑛町商店街活性化事業 18 補助金(補)	381 381 (381)
17 備品購入費	692	1 足腰の強い産業づくり (1)保養センター管理運営事業 17 備品購入費(物)	692 692 (692)
7 報 償 費	515	1 まちを動かす人づくり (1)文化社会教育団体等支援事業	295 △250
10 需 用 費	44	18 補助金(補) (2)はたちの集い事業	(△250) 545
11 役 務 費	116	7 報償(物) 10 消耗品費(物)	(515) (13)
18 負担金補助 及び交付金	△380	10 印刷製本費(物) 11 通信運搬費(物) 11 手数料(物) 18 補助金(補)	(31) (110) (6) (△130)
14 工事請負費	△1,020	1 まちを動かす人づくり (1)町民センター屋根改修事業 14 改修工事(事)	△1,020 △1,020 (△1,020)
14 工事請負費	9,009	1 まちを動かす人づくり (1)スポーツセンター管理運営事業 14 工事請負費	9,009 9,009 (9,009)
10 需 用 費	2,273	1 安全・安心なまちづくり (1)町営住宅管理事業 10 修繕料(維)	2,273 2,273 (2,273)
18 負担金補助 及び交付金	△22,826	1 安全・安心なまちづくり (1)大雪消防組合負担金 18 負担金(補)	△22,826 △22,826 (△22,826)

- 21 -

- 20 -

(単位：千円)

10	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	教育費	591,414	4,344	595,758	1,000	3,344
1	教育総務費	234,588	1,760	236,348	1,000	760
3	学校給食費	89,828	760	90,588		760
6	学童保育費	7,234	1,000	8,234	国庫支出金 1,000	
2	小学校費	215,888	998	216,886		998
1	学校管理費	125,273	998	126,271		998
3	中学校費	102,121	1,586	103,707		1,586
1	学校管理費	58,359	1,586	59,945		1,586
12	諸支出金	590,782	46,710	637,492	32,463	14,247
1	普通財産取得費	84,719	46,710	131,429	32,463	14,247
8	森林環境譲与税 基金費	11,499	14,249	25,748	財産収入 2	14,247
9	丘のまちびえい まちづくり基金 費	46,951	32,461	79,412	寄附金 32,461	

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明
1	報 酬		760	1 まちを動かす人づくり (1)学校給食管理運営事業 1 会計年度任用職員報酬
				760 (760)
10	需 用 費		200	1 まちを動かす人づくり (1)学童保育管理運営事業
17	備品購入費		800	10 消耗品費 (事) 17 備品購入費 (事)
				1,000 1,000 (200) (800)
1	報 酬		282	1 まちを動かす人づくり (1)小学校管理運営事業
10	需 用 費		716	1 会計年度任用職員報酬 10 消耗品費 (物)
				998 998 (282) (716)
1	報 酬		155	1 まちを動かす人づくり (1)中学校管理運営事業
10	需 用 費		258	1 会計年度任用職員報酬 10 消耗品費 (物)
17	備品購入費		1,173	17 学校管理用備品購入費
				1,586 1,586 (155) (258) (1,173)
24	積 立 金		14,249	1 みんなで歩むまちづくり (1)森林環境譲与税基金の運用管理事業 24 積立金 (積)
				14,249 14,249 (14,249)
24	積 立 金		32,461	1 みんなで歩むまちづくり (1)丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 24 積立金 (積)
				32,461 32,461 (32,461)

- 23 -

- 22 -

議案第4号

令和2年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第4号）について

第1条 令和2年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度美瑛町立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 病院事業収益	1,222,900 千円	21,300 千円	1,244,200 千円	
第2項 医業外収益	495,054 千円	21,300 千円	516,354 千円	
		支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 病院事業費用	1,222,292 千円	2,550 千円	1,224,842 千円	
第1項 医業費用	1,200,730 千円	2,550 千円	1,203,280 千円	

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 116,751 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 113,261 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 116,751 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 113,261 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的収入	15,680 千円	7,000 千円	22,680 千円	
第3項 道補助金	0 千円	7,000 千円	7,000 千円	

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第 1 款 資本的支出	132,431 千円	3,510 千円	135,941 千円
第 1 項 建設改良費	26,410 千円	3,510 千円	29,920 千円

令和 2 年 1 2 月 1 5 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 病院事業収益				1,222,900	21,300	1,244,200	新型コロナウイルス感染症対策 関係補助金	
	2. 医業外収益			495,054	21,300	516,354		
		6. 道補助金			0	21,300		21,300
				道補助金		0		21,300

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 病院事業費用				1,222,292	2,550	1,224,842	新型コロナウイルス感染症対策 材料費の増	
	1. 医業費用			1,200,730	2,550	1,203,280		
		2. 材料費			81,421	2,550		83,971
				診療材料費		36,900		2,550

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的収入				15,680	7,000	22,680	新型コロナウイルス感染症対策 関係補助金	
	3. 道補助金			0	7,000	7,000		
		1. 道補助金			0	7,000		7,000
			道 補 助 金			0		7,000

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的支出				132,431	3,510	135,941	新型コロナウイルス感染症対策 備品購入費の増	
	1. 建設改良費			26,410	3,510	29,920		
		1. 資産購入費			9,730	3,510		13,240
			備 品 購 入 費			9,730		3,510

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額113,261千円は、過年度分損益勘定留保資金113,261千円で補てんするものとする。)

議案第5号

定住自立圏形成協定の変更について

次のとおり旭川市との定住自立圏形成協定の一部を変更したいので、美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と美瑛町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1イの表成年後見制度の利用支援体制の充実の項の前に次のように加える。

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子どもを預かる会員制の相互援助活動であるこども緊急さぼねっと事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることのできる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、こども緊急さぼねっと事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることのできる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	こども緊急さぼねっと事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることのできる環境の整備を行う。

無料法律相談事業	取組の内容	圏域住民の生活の安定と質の向上を図るため、圏域住民が弁護士による法律相談を無料で受けることができる体制を整備する。
	甲の役割	圏域住民に対し、弁護士による法律相談を行う。
	乙の役割	当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

別表第1ウの表不登校児童生徒の受入機関の共同利用の項の前に次のように加える。

高校・専門学校・大学における自治体連携	取組の内容	圏域住民の多様な生涯学習機会の拡充を図るため、甲の区域にある高等教育機関との連携による生涯学習講座の開設等の学習機会の提供、圏域各市町が実施する各種講座の相互情報提供を実施する。
	甲の役割	圏域全体の講座情報を集約し、乙及び甲の住民に情報を提供する。 生涯学習講座の開設や講師情報の提供等について、甲の区域にある高等教育機関等との連絡調整を行うとともに、生涯学習講座の実施や情報提供等について、応分の経費を負担する。
	乙の役割	甲に講座情報を提供し、集約された圏域全体の講座情報を乙の住民に提供する。 生涯学習講座の実施や情報提供等について、応分の経費を負担する。

別表第1エの表に次のように加える。

公共施設の相互利用の促進	取組の内容	公共施設の効率的な利用を図るため、相互利用や利用情報の共有化を促進し、甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムを広域的に活用する。
	甲の役割	旭川市生涯学習情報提供システムを管理・運

		<p>用し、乙から提供された情報を登録する。</p> <p>甲の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。</p> <p>公共施設の利用情報や利用方法の共有化について、乙と連携して検討を行う。</p>
	乙の役割	<p>甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムに登録情報を提供する。</p> <p>乙の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。</p> <p>公共施設の利用情報や利用方法の共有化について、甲と連携して検討を行う。</p>

別表第1中エの表をオの表とし、ウの表の次に次のように加える。

エ 産業振興

就業マッチング促進事業	取組の内容	<p>圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し、圏域の求職者及び企業に対し、実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提供するとともに、高校生等に対し、地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。</p>
	甲の役割	<p>旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、就業マッチング促進事業を企画する。</p> <p>甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。</p>
	乙の役割	<p>旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。</p> <p>乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。</p>

eスポーツ拠点の整備による先端技術人材の育成と地域経済の活性化	取組の内容	圏域におけるICT人材の確保や地域経済の活性化を図るため、甲の中心市街地において、eスポーツ拠点、プログラミング的思考体験拠点及びICT関連推進拠点が一つの施設に集合するICTパークを設置、運営し、圏域の若者をICTに対する関心の高い人材として育成するとともに、eスポーツをきっかけとして若者が集い、新たな賑わいを創出することによる圏域全体の魅力の向上や、観光客の誘致を図る。
	甲の役割	本事業に係る協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、ICTパークを活用した事業を企画する。 甲の区域内の住民、観光客等に対し、ICTパークに関する情報を提供するとともに、圏域の観光に関する情報の集約及び発信を行う。
	乙の役割	乙の区域内の住民、観光客等に対し、ICTパークに関する情報を提供するとともに、乙の区域における観光に関する情報を甲に提供する。
地域の強みを生かした産業振興	取組の内容	魅力的な産業が形成された地域づくりを図るため、一般財団法人旭川産業創造プラザを中心とした支援体制の下、圏域が持つ強みを活用した販路の拡大を促進するとともに、あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、ユネスコ創造都市ネットワーク加盟効果を生かして、デザインを活用した産業振興を行う。
	甲の役割	一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業に対し、支援を行う。 あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業を企画するとともに、当該事業に関する活動に取り組む。

	甲の区域内の事業者に対し、当該産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。
乙の役割	<p>あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業に関する活動に取り組む。</p> <p>乙の区域内の事業者に対し、一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。</p>

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡美瑛町本町4丁目6番1号

乙 美瑛町
美瑛町長

議案第6号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を美瑛町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

住 所	美瑛町西町1丁目2番3号
氏 名	菅原 秀之
生年月日	昭和45年9月2日生

意見書案第11号

コロナ禍による地域経済対策を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和2年12月16日

提出者	議員	野村	祐司
賛成者	議員	大坪	正明
賛成者	議員	山本	賢一

コロナ禍による地域経済対策を求める意見書

日本農業をめぐるには、TPP11や日米貿易協定など大型FTAが相次いで発効されるなか、輸入農畜産物の関税撤廃・削減による各協定での国内への影響試算は、北海道はもちろんのこと全国において、農業や地域経済への影響が懸念されていました。そうしたなか、1月15日に新型コロナウイルス感染者が国内で初めて確認されてから、この間、国内外で人や物の移動制限が措置される状況下で、感染拡大が今もなお爆発的に広がっています。感染拡大によって、各国での輸出入制限を強める動きから、農畜産物を輸入に依存している我が国の食料政策に疑念を抱くこととなり、緊急時に自国の食料を安定的に確保するという食料安全保障の重要性が高まっています。

また、世界中に感染が広がる新型コロナウイルス感染症においては、感染リスクが高まる冬の時期を迎え、日本においても感染が全国的な広がりを見せており、一日当たりの感染者数は日を迫うごとに増加し、行動範囲などの自粛を求める機運が高まっています、しかしながら、国は経済の活性化を図る取り組みと感染防止対策の両立を進めていますが、同時に感染拡大による各種イベント事業の中止や飲食業の利用者の大幅減などにより、地域経済への打撃も深刻化しています。

農業においては、インバウンド需要の落ち込みや中食・外食産業の低迷で、米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖など需要が大幅に減少し、需要喚起と価格の回復対策が急務となっています。特に、米においては、新型コロナウイルス等の影響による大幅な消費減少に加え、主産地が豊作基調にあることから需給が緩和しており、来年に向けては大規模な減産が求められています。

コロナ禍の終息が見られない現状において、農業を基幹産業としている北海道は、深刻な問題となっており、今後も農畜産物への影響が続くと、農業者の経営困窮や関連企業の縮小・倒産など地域経済に大きなダメージを与えます。

このため、農業者が次年度以降も安心して営農を継続できるよう、新型コロナウイルス対策の強化を図るとともに、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応いただきますよう要望します。

記

- 1 新型コロナウイルス感染拡大が続くと、一層のインバウンド需要の落ち込み、観光事業の低迷や外出自粛などで、経済損失が拡大し地域社会全体への影響は必至なことから、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応を図ること。
- 2 新型コロナウイルス感染拡大によって落ち込んでいる農畜産物の需要を喚起する対策を強化し、今後もコロナ禍での影響試算と対策を拡充すること。特に、米の需給・価格安定に向けた対策を早期に実施するとともに、来年度に向けた米政策についても、抜本的な見直しを図り需給調整機能が発揮される仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年12月16日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
農林水産大臣 殿

令和2年12月16日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

総務文教常任委員会委員長 大坪正明

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 総務課の所管に関する事。
(2) まちづくり推進課の所管に関する事。
(3) 税務課の所管に関する事。
(4) 住民生活課の所管に関する事。
(5) 保健福祉課の所管に関する事。
(6) 教育委員会の所管に関する事。
(7) 選挙管理委員会の所管に関する事。
(8) 監査委員の所管に関する事。
(9) 病院事業に関する事。
(10) 総務文教に関する事。
(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 令和2年12月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

令和2年12月16日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

産業経済常任委員会委員長 野村祐司

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 商工観光交流課の所管に関する事。
(2) 文化スポーツ課の所管に関する事。
(3) 農林課の所管に関する事。
(4) 建設水道課の所管に関する事。
(5) 農業委員会の所管に関する事。
(6) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 令和2年12月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

令和2年12月16日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

議会運営委員会委員長 桑谷 覺

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- 1 調査事項 (1) 議会の運営等に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等
(3) 議長の諮問に関する事項
(4) 専決処分の委任に関する事項
- 2 調査目的 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。
- 3 調査方法 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣
- 4 調査期間 令和2年12月定例議会から次期定例議会まで
- 5 委員派遣先 町内・道内・道外